



YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

「ロータリーを 実践し みんなに 豊かな人生を」
Engage Rotary Change Lives

2013-14年度 RI会長/ロンD.バートン RI.D2590ガバナー/市川緋佐磨 横浜旭RC会長/安藤 公一

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-2 後藤ビル2F
TEL.045-365-3273
FAX.045-365-3132
Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp
〒241-0821

例会場 二俣川相鉄ライフ4Fコミュニティサロン
例会日 毎週水曜日/12時30分~1時30分



2014年4月16日 第2147回例会 VOL. 45 No. 39

■司 会 SAA 後藤 英則

■開会点鐘 会 長 安藤 公一

■齊 唱 手に手つないで

SL 新川 尚

■出席報告

| | | | |
|--------|--------|--------|------|
| 会 員 数 | 33 名 | 本日の出席数 | 27 名 |
| 本日の出席率 | 93.10% | 修正出席率 | 100% |

■本日の欠席者

佐藤、杉山

■他クラブ出席者

内田、新川（地区）、杉山（横浜瀬谷 RC）、
安藤公一、増田、漆原、市川、田川、福村、青木、
今野、後藤、関口、佐藤、二宮麻理子
（地区協議会）

■ビジター

大石 良正様（ターラックメトロ RC）
大石ジャネット様（ターラックメトロ RC）

■ゲスト

矢萩章太郎様（ふじさわ法律事務所、弁護士）
高橋 淳様（2014-15 年度 R 財団地区奨学生）
ナムフォン・ナラサワッドさん
（青少年交換留学生）

■皆出席者表彰

青木 邦弘会員 6 年

■4 月誕生記念祝

松本 英二会員 4.2



■会長報告

太陽の光を浴びると汗ばむほどまでに気温が上がってきました。いよいよ春本番です。何をするにも良い季節ですね。ただ油断していると朝晩との寒暖差で思わぬ体調不良も起こしかねません。全国的に麻疹の流行が見られるようです。皆様御身体にお気をつけ頂きこれからの季節を元気にお過ごし頂きたいと

思います。

サッカーワールドカップブラジル大会まであと2ヶ月を切りました。6月12日に開幕、1ヶ月間7月13日が決勝です。南半球ですので季節は冬ですが、熱帯亜熱帯地帯の同国では気温が高く選手達のコンディション調整も決して楽ではないと思います。優勝賞金が3,500万ドル(約35億円)ベスト8で1,400万ドル、ベスト16で900万ドルと聞いています。

熊本で鳥インフルエンザが発症し、10万羽を超えるニワトリが殺処分。該当地区の農家さんには心よりご同情申し上げる次第です。早く収まってくれることをいのります。

去る4月13日(日)地区研修・協議会が東京都市大学横浜キャンパスで開催され参加してきました。ご参加された皆様お疲れ様でした。分科会でロータリー財団に参加したのですが、地区役員の方々からのお話もかなり整理がついてきたようで、極めて分かりやすく感じました。VTT(旧GSE)委員長の新川さんのお話もとても分かりやすかったです。新川さんお疲れ様でした。

本日は、フィリピン(第3790地区)TARLAC METRO RCより大石ご夫妻が(ご両名共ロータリアンであります。)お見えです。

また、R財団の地区補助金の奨学生として見事選考された高橋さんがお見えです。あとでどんな研究をされておられるのか簡単にお披露目頂けるとと思います。

第三例会ですので、交換留学生のナムフォンさんが参加しています。近況をお聞かせ頂ける予定です。

今日は、矢萩様の卓話です。宜しくお願いします。

○地区関係

1) 4/9 地区の拡大増強委員会セミナーが開催され、内田さんにご出席いただきました。お疲れ様でした。後ほど概要を発表頂きます。

○クラブ関係

1) 4月12日(土)にガールスカウト102団との共同清掃活動を行いました。ご参加頂いた増田さん、青木さん、新川さんご苦労様でした。ガールスカウトも人数が減っており運営にご苦労なさっておられるとのお話でした。この

記事が明日配達予定のタウンニュースに載っています。

2) 4月30日の例会は予ねてからの計画通り、休会となります。ただし、次年度第1回クラブ協議会が同日午後1:30より事務所で開催される予定です。次年度の委員長の方々ご予定ください。

■幹事報告

1) 例会臨時変更のおしらせ

○神奈川東ロータリークラブ

日時 5月2日(金)休会

日時 5月23日(金)→25日(日)移動例会
春の家族会

日時 5月30日(金)夜間例会

日時 6月27日(金)年度末夜間例会

○保土ヶ谷ロータリークラブ

日時 4月29日(火)祝日休会

日時 5月6日(火)祝日休会

○神奈川ロータリークラブ

日時 5月5日(月)祝日休会

日時 6月16日(月)夜間例会

創立記念例会 点鐘 18:30

■大石良正氏、挨拶、バナー交換



上：バナー交換 下：大石ご夫妻



皆さんこんにちは。私はフィリピンのマニラから北へ120kmにありますターラック州ターラック市のターラックメトロRCから参りました。会員数は40名で大変フレンドリーな

雰囲気クラブです。

日本での仕事は人材派遣会社を経営しており、現在は大学生のインターシップ事業に力を注いでおります。現在3ヶ月毎に日本とフィリピンを行き来しています。フィリピンでは農業をしております。宜しくお願いします。

■増強委員会 内田 敏

地区拡大増強フォーラムに出席してきましたので、ご報告致します。

○クラブ奉仕の充実とロータリー情報の

重要性！〈入りて学び、出でて奉仕せよ〉

- ・クラブ奉仕とは規則正しく毎週の例会に出席して心を磨くことに努め、自分が所属する委員会等の諸活動を積極的に行ってクラブの向上発展に尽くすことである。
- ・クラブ運営の基本は親睦と奉仕の調和と全員参加にあります。

○クラブの活性化を考える

- ・ロータリーを良く知ることが、クラブを良くすることに繋がる。
- ・ロータリーのことを熟知させると、ロータリーに熱意を起こさせることになり、次のような目標達成へ誘導する力となる。

①会員増強及び退会防止

②地域社会の活性化、青少年関係奉仕の充実、ロータリー財団、米山奨学会への貢献

○退会理由とその背景

(やむを得ない退会理由)

健康、高齢、死亡、事業不振、退職、転勤(回避可能な理由)

馴染めない、楽しくない、会員間の確執
変化に落胆、意識の低下

「一人ひとりが実践しよう、会員の推薦と維持」

会員増強の新しい標語

○新会員の推薦と維持

会員維持策としては、会員の教育と新しいR情報を伝える事が必要である。

○ロータリー活動の原点は、個々のロータリークラブに！

奉仕活動の実践は、個々のロータリアンとクラブの自治権の範疇にありますから、常に地域社会や国際奉仕のニーズを探りながら、自らのクラブにふさわしいプロジェクトを見つけて実践活動に移さなくてはなりません。

○今必要とされるクラブ内の整備について

- ①ロータリーを理解する。(教育・研修の定期的実施)
- ②ロータリーを楽しむ。(四つのテスト)
- ③クラブ組織の見直し。(クラブ組織の強化)
- ④全員参加型の運営
- ⑤各委員長の独自性に期待
- ⑥クラブ全体のシステム化を推進
- ⑦例会の運営方法(プログラムの充実)
- ⑧奉仕活動実践の具体的目標設定する。

○14番テーブルディスカッション概要

テーブルマスター 高岡 俊之

1)各クラブの自己紹介

○川崎多摩 会員数9名(女性会員1名)

- ・内輪もめで大量の退会者を出してしまった。現在合併の話も出ている。
- ・増強努力中

○横浜旭 会員数33名(女性会員3名)

- ・ここ数年、体験例会を2月と9月に行っている。体験例会では、メンバーの友人や知人に例会を体験してもらう。(ゲスト扱い)
- ・80歳代が8名おり、高齢化が進んでいる。
- ・若手会員の入会を努力するが難しい。

○横浜泉 会員数41名(女性会員2名)

- ・地域密着型のクラブ
区長や警察署長が来会されたりする。
- ・高齢化は避けられないが、若手会員の活動が活発。
- ・歌舞伎鑑賞会には、奥様が10名参加した。1月に若手会員が入会。今期あと3名増員目標としている。

- ・女性会員が少ないのは昔、女性を制限したからであって、現在は増加を推進している。奥様の入会も視野に入れている。
- ・退会者は年間1,2名はいる。

○横浜中 会員数51名(女性会員4名)

- ・本年度2名入会、後1名増員予定。
- ・会員増強、退会防止セミナーをクラブ内で新会員の教育も兼ねて実施した。
- ・各部会に新人から登用する。役を与えるとよい。
- ・会員に紹介カードを渡したが、成果はなかった。
- ・紹介者なく突然入会する人は退会が早い。

○横浜本牧 会員数 32 名（女性会員 7 名）

- ・比較的的女性会員が多い。
バレンタインデーやホワイトデーにプレゼントを贈呈し仲が良い。
- ・高齢化により休会者が出てきている。
- ・今期は 2 名増員。若手会員が入会する。
- ・3 クラブ合同例会（中、山手、本牧）を恒例としている。
- ・3 ヶ月に 1 回テーブルごとに私的なインフォーマルミーティングを実施。
ここにゲストとして入会予定者を呼ぶことがよい。

2) 議論

- ・経済的理由による退会者を各クラブが経験している。
- ・派閥のようなものがあり、嫌気がさして休会する会員もいる。
- ・増強の苦労は各クラブ共通の悩みであり、ロータリー全体として基本手段や要綱、あるいはフォーマットのようなものがあると助かる。
- ・増強は単年度では計画的な運用が出来ない。
毎回同じようなセミナーでは意味がない。

■ 2014-15 年度 R 財団奨学生 紹介

高橋 淳



皆様、こんにちは。ご紹介にあずかりました地区奨学生の高橋ともうします。高橋という名字はよくある名字だと思うのですが、橋という漢字ははしご橋でありまして、とても珍しいとよく言われます。私の父が秋田の県南、湯沢市出身でありまして、その地域にはこの文字の高橋が多いのです。ですので、書面で見ればすぐに私のことだとわかるかと思えます。

さて、自己紹介として約 5 分間頂きましたので、簡単に私の経歴、それから今後について簡単に話させていただきます。私は今後地区奨学生としてアメリカに行くのですが、以前にもアメリカへの留学経験があります。桜美林大学を早期卒業した後、21 歳でアメリカの大学院に修学しました。桜美林大学には早期卒業制度という制度がありまして、ある一定の成績と単位を修得すれば、3 年あるいは 3 年半で卒業できるせい입니다。その制度を用いまして、3 年と 6 ヶ月で桜美林大学を卒業致しました。大学院はウィスコンシンにあります。ウィスコンシンとはなじみがないかと思いますが、五大湖である、ミシガン湖に面している中西部にある州です。冬になるとマイナス 20 度にも達する寒波が厳しい町でありました。大都市であるシカゴから車で 1 時間くらいのところにあります。そこでは、言語教育を勉強するとともに、日本語のティーチングアシスタントとして日本語を教えていました。入学当初は 21 歳だったので、何人かの学生は私より年上だったことを覚えています。日本語を学んだこともなく、教えた経験もなかったもので、今になって思うと学生によく教えることができず悪いことをしたなと思っています。

大学院を卒業した後はメリーランド州に移りまして、ロヨラ大学メリーランド校の日本語講師を一年勤めました。当時は 23 歳だったのでおそらくアメリカで一番若い大学の講師だったと思います。ビザの関係で昨年 7 月に日本に帰って来て、11 月より科学技術学園高等学校の通信制課程で英語の教師を始めました。そして、今年の 8 月よりアメリカにサイド渡るために 3 月をもちまして退職致しました。

今年の夏にはインディアナ大学ブルーミントンの教育学部言語教育科の博士課程に入学致します。そこでは、言語教育に関する知識はもちろんですが、様々な国から来た留学生と会話やディスカッションを通して、文化の見識を深めたいと思っております。そうすることで、言語教師としてだけでなく、人間としても成長できると思っています。

これから、例会に参加させていただくことになるかと思えます。どうぞよろしく願い致します。

■ナムフォンちゃん、近況報告



皆さんこんにちは。3/30～4/1まで広島と京都に行きました。すごく楽しかったです。初めて新幹線に乗りました。新幹線はとても速かったです。耳鳴りがしました。

広島には原爆ドームと平和記念資料館に行きました。日本での第2次世界大戦のことをいろいろ学びました。ガイドさんは日本語で説明しました。よく分らなかつたけれど悲しくなりました。その後は宮島に船でわたりました。宮島には鹿がたくさんいて、かわいくてなつていました。ホテルに泊まり、ばんご飯を食べました。広島のかきはとても美味しかったです。次の日、厳島神社に行きました。きれいでした。そして広島駅でおみやげを買いました。皆さん、もみじまんじゅうはおいしかったですか？

それから京都に行きました。銀閣寺、三十三間堂、清水寺にいきました。タイのお寺にはたくさんの仏像があり、タイのお坊さんは黄衣を着ます。タイにもいっぱいお寺があるけど、日本のお寺と全然違います。どこもとても良かったです。ありがとうございました。

■ニコニコBOX(会員敬称略)

安藤 公一／①矢萩先生、本日の卓話宜しくお願い致します。②大石様ご夫妻ようこそいらっしゃいました。③R財団留学生高橋様ようこそ。④ナムフォンさん、ようこそ。

福村 正／①矢萩章太郎先生、本日の卓話宜しく申し上げます。②大石良正様、ジャネット様ようこそ。③高橋淳さんようこそ。④ナ

ムちゃんようこそ！⑤先日の地区研修協議会にご出席の方々、お疲れ様でした。

増田嘉一郎／矢萩章太郎弁護士を紹介します。藤沢で独立して事務所を構えています。何かあった時の為に頭においておいて下さい。

松本 英二／誕生祝いありがとうございます。二宮麻理子／ナムフォンさん、ようこそ。

漆原恵利子／①久しぶりにナムちゃんも一緒に出席です。5時間目の授業があるので中座させていただきますが、よろしく申し上げます。②地区研修協議会、お疲れ様でした。

田川 富男／3/13に地区研修協議会に参加して来ました。色々勉強させていただきました。今年度同様に、来年度も宜しくお願いします。

関口 友宏／妻の誕生祝いにきれいな花を頂きありがとうございます。

青木 邦弘／①皆出席をいただきました。②矢萩様、今日はよろしく申し上げます。

岡田 清七／矢萩さん、本日の卓話よろしく申し上げます。

二宮 登／①大石良正、大石ジャネット様ようこそいらっしゃいました。5/3のザ横浜パレードに参加ありがとうございます。②4/13鎌倉まつりに参加してきました。

市川 慎二／①矢萩章太郎様、本日の卓話宜しくお願い致します。②大石様、ようこそお越し下さいました。

吉原 則光／矢萩さま、ご多用のところ卓話いただき有り難うございます。楽しみに期待しております。

後藤 英則／大石良正様、大石ジャネット様、矢萩様ようこそいらっしゃいました。

■卓話 労働法

(解雇に関する法制度を中心に)

○卓話者紹介 増田嘉一郎
弁護士の矢萩章太郎先生をご紹介します。

先生は平成18年に明治大学法科大学院に入院し、平成20年3月に法科大学院を修了し、法務博士の学位を授与され、その年の9月に司法試験に1回目の受験で合格されました。平成20年の12月から司法修習生となり、平成21年12月に横浜弁護士会に入会され、弁護士登録をされています。昨年8月に藤沢で友人と一緒に事務所を設立いたしました、新

進気鋭の弁護士であります。卓話の担当者として、近辺の弁護士を一人お願いしようと思ひ、卓話をお願いしたところ、快く引き受けて下さいました。非常にお忙しい中、この前の土日を使ってご準備いただきました。

テーマは「労働法（解雇に関する法制度を中心に）」とのことです。経営者の皆様には、お役に立つ話となるのではと思っております。

では、矢萩先生、宜しくお願いします。

○労働法（解雇に関する法制度を中心に）

弁護士 矢萩章太郎



1) 労働契約法理

労働契約は、使用者と労働者の自主的な交渉により成立・変更します

（労働契約法（以下「契約法」）1条）。

もともと、使用者と労働者の双方が次のことを考慮する必要があります。

- ・対等の立場における合意に基づくこと
（契約法3条1項）
- ・就業の実態に応じて均衡を考慮すること
（契約法3条2項）
- ・仕事と生活の調和にも配慮すること
（契約法第3条3項）
- ・信義に従い誠実に権利を行使し義務を履行すること
（契約法3条4項）
- ・権利の行使に当たっては、それを濫用しないこと
（契約法3条5項）

2) 解雇

(1) 基本的に解雇ができない場合

- ・業務上の負傷（通勤災害を除く）や病気による休業中+30日間

（労働基準法（以下「基準法」）19条1項）

※休業期間が長期間（3年以上）に及び打切補償が支払われた場合には、解雇ができるようになります

（基準法19条1項ただし書）。

- ・産前産後の女性が休業している期間

+30日間（基準法19条1項、同65条）

(2) 解雇の手続

①解雇の30日前に予告するか

②30日分以上の平均賃金（予告手当）を支払う必要があります

（基準法20条1項。なお短期労働者等には不要です（基準法21条））。

※20日後に解雇すると予告した場合には、10日分の平均賃金を支払えば足りず

（基準法20条2項）。

※懲戒解雇の場合には、予告手当は支払わなくても良いのですが、労働基準監督署長の認定手続を経る必要があります

（基準法20条1項ただし書）。

しかし、懲戒解雇であっても労働者が処分を争う場合には労基署長の認定はおりにくいと言われていす。

※予告もせず、予告手当も支払わずにした解雇も、使用者が即時解雇に固執しないのであれば、解雇通知後30日を経過するか、解雇通知後に予告手当を支払えば、解雇の効力が生じるとというのが判例です

（最高裁判決昭和35年3月11日）。

(3) 通常解雇

客観的にみて合理的な理由がなく、一般常識や社会通念的に照らして、解雇が相当でない場合には、無効になります

（契約法16条）

※労働者に能力・意欲・適正が欠ける場合でも、可能な限り労働者を指導・教育をする必要がありますので、

①労働者の意見を取り入れつつ具体的かつ合理的な目標・改善項目の設定を行い、

②労働者に対する注意・指導を相当長い期間行い、異動等が可能な場合にこれをして、目標等に達せず、

③任意退職を勧めても労働者がこれに応じない場合等に、解雇が認められます。

※解雇事由があることについての証明責任は使用者にあるため、証拠資料（注意や指導等をしたことの文書や細かいメモ・報告書等）が必要となります（その他の解雇の場合も同じです）。

(4) 懲戒解雇

労働者がしてしまった行為の内容や会社に対する影響等の事情を考慮し、客観的にみて合理的な理由がなく、一般常識や社会通念的に照らして、解雇が相当でない場合には、無効になります（契約法 15 条）。

※就業規則等で懲戒事由を定めておく必要があります（最高裁判例平成 15 年 10 月 10 日）。

※退職金の不支給や減額をするには、就業規則等にその旨明記されている必要があります。また、労働者のそれまでの勤続の功労を抹消・減殺してしまうほどの事由がある必要があります（大阪高裁判決昭和 59 年 11 月 29 日等）。

※労働者が、私生活上で犯罪を犯した場合であっても、それが企業の社会的評価・信用に大きな影響を及ぼす場合等には、懲戒事由となり得ます。

(5) 整理解雇

①人員削減の必要性、
②整理解雇を選択することの必要性、
③被解雇者選定の妥当性、
④手続の妥当性（協議・説明の必要性）が存在する場合に可能となります。

(6) 有期労働契約（雇止め）

・契約期間中は、やむを得ない事由がある場合でなければ解雇できません（契約法 17 条）。

・有期労働契約が、通算で 5 年を超えて繰り返し更新された場合には、労働者の申込みがなされることにより、無期労働契約に転換します（契約法 18 条 1 項）。

※契約を繰り返している中に、6 か月以上契約がない空白期間があった場合には、空白期間前の契約期間は通算されません（契約法 18 条 2 項）。

※無期労働契約となっても、労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間等）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一になります。

・有期労働契約が相当程度反復更新され、

①期間の定めのない無期の労働者と同視できる場合や②雇用が継続されることについて労働者が期待すること合理性がある場合には有期労働契約が更新されます（契約法 19 条）。

※どのような場合に更新されるかは、

①仕事の内容

（業務が臨時的なものか、恒常的なものか）、

②更新の回数、

③雇用の通算期間、

④契約更新手続きの厳格性

（期間満了前に必ず更新の有無や新たな契約条件の確認が行われ、更新契約書を取り交わしているか、それとも更新手続きが形式的か等）、

⑤雇用継続を期待させる使用者の言動の有無、

⑥同様の地位にある他の労働者についての過去の雇止めの事例があるか、

⑦会社の経済的事情等の事情を総合的に考慮して判断されます。

(7) 試用期間（本採用の拒否）

試用期間中の勤務状態等により、当初知ることができず、また、知ることが期待できないような事情（労働者の能力、適性等）を知るに至った場合で、本採用をしないことが客観的にみて相当な場合には、本採用の拒否が認められます

（最高裁判決昭和 48 年 12 月 12 日）。

※ただし、試用期間中の労働者に責められるべき事実があったとしても、会社には教育的見地から合理的範囲内でその矯正・教育に尽くす必要があります

（大阪地裁判決昭和 45 年 10 月 9 日等）。

上記の通常解雇の項目もご参照ください。

※試用期間の延長も可能ですが、合理的理由がなければできません。

※使用者が求める能力、技能等について、労働者がこれを保証したものの、実際には使用者が求める水準に達していない場合には、本採用の拒否が認められやすくなります。

週報担当 今野 丁三

■次週の卓話

高田 充様

（自衛隊神奈川地方協力本部長、一等海佐）

平成26年3月度出席率一覧表

| 員数 | 会 員 名 | ホームクラブ | 他クラブ | 出席率 | 員数 | 会 員 名 | ホームクラブ | 他クラブ | 出席率 |
|-------|-----------------|----------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|------|
| 1 | 安藤公一 | 75 | 50 | 125 | 21 | 太田勝典 | －出席規定免除－ | | |
| 2 | 安藤達雄 | －出席規定免除－ | | | 22 | 斎藤善孝 | 50 | 50 | 100 |
| 3 | 青木邦弘 | 100 | 25 | 125 | 23 | 佐藤真吾 | 50 | 50 | 100 |
| 4 | 千葉和裕 | 100 | 25 | 125 | 24 | 関口友宏 | 100 | 25 | 125 |
| 5 | 福村正 | 75 | 50 | 125 | 25 | 杉山雅彦 | 100 | 0 | 100 |
| 6 | 後藤英則 | 100 | 25 | 125 | 26 | 鈴木茂之 | 100 | 0 | 100 |
| 7 | 兵藤哲夫 | －出席規定免除－ | | | 27 | 田川富男 | 75 | 25 | 100 |
| 8 | 市川慎二 | 100 | 25 | 125 | 28 | 内田敏 | 75 | 50 | 125 |
| 9 | 五十嵐正 | 100 | 25 | 125 | 29 | 漆原恵利子 | 100 | 0 | 100 |
| 10 | 川瀬恵津子 | －出席規定免除－ | | | 30 | 綿貫守一 | －出席規定免除－ | | |
| 11 | 北澤正浩 | 100 | 25 | 125 | 31 | 矢田昭一 | 100 | 0 | 100 |
| 12 | 今野丁三 | －出席規定免除－ | | | 32 | 吉野寧訓 | －出席規定免除－ | | |
| 13 | 倉本宏昭 | －出席規定免除－ | | | 33 | 吉原則光 | －出席規定免除－ | | |
| 14 | 黒瀬一敏 | －出席規定免除－ | | | 34 | | | | |
| 15 | 増田嘉一郎 | 100 | 50 | 150 | 35 | | | | |
| 16 | 松本英二 | 50 | 50 | 100 | 36 | | | | |
| 17 | 新川尚 | 100 | 50 | 150 | 37 | 高梨昌芳 | 名 誉 会 員 | | |
| 18 | 二宮麻理子 | 75 | 50 | 125 | 38 | 松本良彦 | 名 誉 会 員 | | |
| 19 | 二宮登 | 100 | 50 | 150 | 39 | | | | |
| 20 | 岡田清七 | －出席規定免除－ | | | 40 | | | | |
| 例会日 | 5日 | 12日 | | 19日 | 26日 | | 平均 | | |
| 例会出席率 | $\frac{27}{28}$ | 96.42% | $\frac{26}{29}$ | 89.66% | $\frac{27}{31}$ | 87.10% | $\frac{25}{29}$ | 86.21% | |
| 修正出席率 | $\frac{28}{28}$ | 100% | $\frac{29}{29}$ | 100% | $\frac{31}{31}$ | 100% | $\frac{29}{29}$ | 100% | 100% |